

令和8年度 磐田市プレミアム付商品券発行運営業務委託  
公募型簡易プロポーザル実施要領

1 案件名称

令和8年度 磐田市プレミアム付商品券発行運営業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

磐田市プレミアム付商品券事業の目的は、近年の食料品等の物価高に対応するため、市民の生活支援と事業者支援を目的として、プレミアム付商品券を発行し、消費の下支えと地域経済の活性化を図ることである。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つ商品券事業に関するノウハウ、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 磐田市プレミアム付商品券発行運営業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）による。

(3) 事業規模（契約限度額）

金1,135,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

（内訳）

プレミアム分：1,000,000千円

事務費： 135,000千円（消費税等及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること

(4) 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日（金）

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) 選定方法

公募型簡易プロポーザル方式

(7) その他

特定された契約予定者について、業務履行期間の年度の当該業務の歳出歳入予算の減額又は削除があった場合は、市は、契約の予定を取りやめることができる。また、この契約予定の取り止めに伴う損害の賠償はしない。

3 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成23年磐田市告示第55号）に基づく入札

- 参加停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
  - (4) 磐田市物品製造等入札参加資格を契約執行時までに登録可能であること。
  - (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
  - (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
  - (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク付与適格事業者として認定を受け、プライバシーマーク登録証の交付を受けていること。

#### 4 スケジュール

このプロポーザルに関するスケジュールは以下のとおりとする。

公募開始	令和 8 年 2 月 9 日（月）
参加意思表明書の提出締切	令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時
参加資格決定通知	令和 8 年 2 月 18 日（水）
質疑の受付締切	令和 8 年 2 月 18 日（水）17 時
質疑の回答	令和 8 年 2 月 24 日（火）
辞退届提出締切	令和 8 年 3 月 10 日（火）17 時
企画提案書等の提出締切	令和 8 年 3 月 10 日（火）17 時
プレゼンテーション	令和 8 年 3 月 16 日（月）午後
結果の通知	令和 8 年 3 月 19 日（木）以降
契約締結	令和 8 年 3 月下旬

#### 5 参加意思の確認

本プロポーザルへの参加を希望する場合、参加意思表明書を提出すること。

- (1) 受付期間 令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時まで
- (2) 提出書類
  - ①参加意思表明書（様式第 1 号）
  - ②会社概要のわかるもの（既存パンフレット、会社案内等）
  - ③プライバシーマーク登録証の写し
- (3) 提出方法 持参または郵送（期限内必着）によること
- (4) 提出先 12 「問合せ先、提出先」～提出
- (5) 提出部数 各 1 部

#### 6 質問受付及び回答

本業務に対し、質問がある場合、質問書を提出すること。

- (1) 受付期間 令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 2 月 18 日（水）17 時まで

- (2) 提出書類 質問書（様式第2号）  
(3) 提出方法 電子メールで提出すること（必ず到着確認を行うこと）  
(4) 提出先 12 「問合せ先、提出先」へ提出  
(5) 回答方法 参加されるすべての事業者に対して、令和8年2月24日（火）にメールにより回答する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

## 7 辞退届の提出

参加意思表明書提出後に辞退する場合は、令和8年3月10日（火）17時までに参加辞退届（様式第6号）を12「問合せ先、提出先」へ直接または郵送（期限内必着）提出すること。

## 8 企画提案書等の提出

参加決定の通知を受けた者は、次のとおりの書類を提出すること。

### （1）提出書類

#### ① 企画提案書（様式第3号）及び補足資料（任意様式）

本文の文字のフォントは10.5pt以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮して作成すること。

#### ② 見積書（様式第4号）

今回の業務委託にかかる積算根拠となる内訳書（任意様式）も提出すること

#### ③ 過去の業務実績書（様式第5号）

### （2）提出期限 令和8年3月10日（火）17時まで

### （3）提出方法 持参または郵送（期限内必着）によること

### （4）提出先 12 「問合せ先、提出先」へ提出

### （5）提出部数 8部（正本1部、副本7部）

## 9 選定に関する事項

### （1）選定方法

① 本企画提案の審査については、磐田市プレミアム付商品券発行運営業務委託に係る公募型簡易プロポーザル選定委員が行い、その意見を受けて選定する。

② 選定委員は、審査基準に沿って企画提案書審査、プレゼンテーションにて審査を行う。あらかじめ、審査基準により定められた評価項目と配点により評価し、審査員1名につき評価点100点満点（採択最低基準は60点）とし、合計が最も高い順に受託候補者及び次候補者とする。審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、評価項目「商品券の発行・販売・管理」の点数が高い事業者を受託候補者とする。

### ③ プrezentation

（ア）開催日時 令和8年3月16日（月）午後を予定

（イ）場所 会場 磐田市役所本庁舎4階 大会議室

控室 磐田市役所西庁舎1階 経済産業部打ち合わせスペース

（ウ）内容・方法 対面式のプレゼンテーションを実施する。順番は、参加意思表明書の受付順とします。1社につき、35分以内（企画提案書説明20分+質疑応答15分）

(2) 審査項目及び評価内容

審査項目	審査事項	配点
事業の目的理解	・本事業の目的を十分理解し、当市の方針に沿う提案になっているか。 ・工程及び業務内容が明確に示されており、実現可能なスケジュールとなっているか。	10
事業の実施体制	・本市との連絡・連携に柔軟・迅速に対応できるか。 ・仕様書に定められた業務を安定的かつ的確、迅速、誠実におこなうことができる実施体制か。	20
業務の広報	・事業の周知方法や取扱店の募集や事業の実施などの広報活動に十分な提案があるか。	10
商品券の発行・販売・管理	・申込受付、抽選、販売、管理等の業務について、利便性、効率性、不正防止、個人情報保護の観点から、適切な仕組みになっているか。 ・電子商品券の使用に耐えうるシステム環境の構築について十分な説明がなされているか。	20
参加店舗や利用者の利便性	・参加店舗や市民へ説明や相談への対応、フォローアップが十分であるか。 ・デジタルデバイスの操作に不慣れな人を含め、より多くの市民が購入可能な利便性の高い提案となっているか ・安全かつ速やかで参加店舗の負担の少ない方法による換金に効果的な提案となっているか。	20
業務実績	・事業を円滑に遂行する上で必要なノウハウと実績に基づく経験を有しているか (類似案件の実績)	5
効果検証	・データ収集、分析方法等の効果検証方法について、適切な分析が可能な提案となっているか	5
積算の妥当性	・積算単価や数量が妥当であり、提案内容と整合性がとれているか ・節減努力や工夫がなされているか	10
合 計		100

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
- ② 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。なお、選定に関する異議等は受け付けない。

## 10 契約

磐田市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、選定された受託候補者と協議が整わない場合、次候補者と協議を行う。

また、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、磐田市物品製造等契約に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## 11 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書は、「磐田市情報公開条例（平成17年4月1日条例第25号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（磐田市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (6) 参加申請後に磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく停止措置又は磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札排除措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

## 12 問合せ先、提出先

磐田市役所経済産業部経済観光課商業観光グループ 担当 鳥居・鈴木

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3-1

電話 0538-37-4819 FAX 0538-37-5013

メール shoko@city.iwata.lg.jp